

東京都青少年の健全な育成に関する条例（抜粋） （小委員会）

- 第24条の2** 会長は、審議会の定めるところにより、第8条の規定による指定に関する事項について必要があると認めるときは、第18条の2第1項の規定に基づく知事の諮問に応じて当該事項を調査し、審議するための小委員会を審議会に置くものとする。
- 2 小委員会は、会長（会長代理を含む。）及び会長が審議会の委員のうちから第20条第1項各号に掲げる区分ごとに指名する委員5人をもって組織する。
 - 3 小委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。
 - 4 小委員会は、委員長が招集する。
 - 5 委員長は、小委員会を代表し、会務を掌理する。
 - 6 審議会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

東京都青少年健全育成審議会運営要領（抜粋）

7 小委員会

(1) 設置

ア 条例第24条の2に規定する小委員会は、次のいずれかに該当する場合に設置する。

(イ) 審議会開催直後の時期に相当に販売、頒布、閲覧又は観覧をされている図書類等について、迅速に条例第8条の規定に基づき、指定する必要があると認められる場合

(イ) 定期刊行物等で販売期間が比較的短期であるため、審議会に条例第18条の2の規定に基づく諮問をするいとまがないと認められる図書類が相当に販売又は貸出しに供されている状況にある場合

イ 前項の場合のほか、新型コロナウイルス等重大な感染症拡大防止の必要から審議会を開催することができない場合に限り、条例第24条の2に規定する小委員会を設置することができるものとする。

(2) 委員の指名

小委員会の委員は、審議会の委員のうちから条例第20条第1項各号に掲げる区分ごとに、原則として順番に指名する。

(3) 議決等

ア 条例第24条の2第6項の規定に基づき、小委員会の議決は、審議会の議決とする。

イ 小委員会は、当該審議事項について、審議会で審議すべきである旨の決定を行うことができる。

ウ 前項の決定があったときは、会長は、速やかに知事にその旨を報告する。

(4) 報告

委員長は、小委員会の決議について、直近の時期に開催される審議会に報告し、その確認を受けなければならない。ただし、相当の期間審議会を開催することができない場合は、速やかに書面にて審議会委員に報告し、その後、直近の時期に開催される審議会において、その確認を受けなければならない。